

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する令和3年度（判）第8号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官美濃口真琴、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1667万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和4年4月25日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和4年2月24日

金融庁長官 中島 淳一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実
法第178条第1項第14号に該当

(1) 東京証券取引所マザーズ市場に上場されている株式会社ジーエヌアイグループの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表1記載のとおり、令和元年7月16日から同年8月14日までの間、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、B証券株式会社（以下「B証券」という。）及びC証券株式会社（以下「C証券」という。）を介し、上値に複数の売り注文を重層的に発注し売り板を厚くした上で、直前の約定値より安い指値の売り注文を発注して売り付けることにより株価を引き下げたり、下値に複数の買い注文を重層的に発注し買い板を厚くした上で、直前の約定値より高い指値の買い注文を発注して買い付けることにより株価を引き上げたりするなどの方法により、同株式合計231,400株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計139,800株を買い付ける一方、同株式合計202,100株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計139,800株を売り付け、

(2) 東京証券取引所市場第一部に上場されているファナック株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表2記載のとおり、令和元年8月16日から同月29日までの間、東京証券取引所において、B証券及びC証券を介し、上記同様の方法により、同株式合計1,156,500株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計1,277,500株を買い付ける一方、同株式合計1,003,500株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計1,277,500株を売り付け、

もって、それぞれ、自己の計算において、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、上記各市場における上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第159条第2項第1号、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

(1) ジーエヌアイグループ株式に係る取引

① 令和元年7月16日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、5,100

株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も5,100株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(5,100株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
(有価証券の売付け等の価額:20,927,500円)
－(有価証券の買付け等の価額:20,895,000円)
=32,500円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、30,000円となる。

② 令和元年7月17日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、5,600株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も5,600株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(5,600株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
(有価証券の売付け等の価額:22,880,500円)
－(有価証券の買付け等の価額:22,843,500円)
=37,000円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、30,000円となる。

③ 令和元年7月22日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、2,700株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も2,700株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(2,700株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
(有価証券の売付け等の価額:11,372,000円)
－(有価証券の買付け等の価額:11,305,500円)
=66,500円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の

端数を切り捨てて、60,000円となる。

④ 令和元年7月25日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、6,600株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も6,600株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（6,600株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：28,696,500円）

－（有価証券の買付け等の価額：28,579,000円）

=117,500円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、110,000円となる。

⑤ 令和元年7月26日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、17,200株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も17,200株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（17,200株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：76,651,000円）

－（有価証券の買付け等の価額：76,509,500円）

=141,500円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、140,000円となる。

⑥ 令和元年7月29日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、11,500株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も11,500株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（11,500株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：54,013,500円）

－（有価証券の買付け等の価額：53,908,500円）
＝105,000円

イ．法第176条第2項の規定により、上記ア．で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、100,000円となる。

⑦ 令和元年7月30日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、7,100株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,100株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,100株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：34,377,000円）

－（有価証券の買付け等の価額：34,282,500円）
＝94,500円

イ．法第176条第2項の規定により、上記ア．で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、90,000円となる。

⑧ 令和元年8月6日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、27,800株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も27,800株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（27,800株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：118,695,000円）

－（有価証券の買付け等の価額：118,092,000円）
＝603,000円

イ．法第176条第2項の規定により、上記ア．で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、600,000円となる。

⑨ 令和元年8月7日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、17,100株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も17,100株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（17,100 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
（有価証券の売付け等の価額：72,370,500 円）
－（有価証券の買付け等の価額：72,142,000 円）
＝228,500 円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、220,000 円となる。

⑩ 令和元年8月9日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、2,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 2,000 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（2,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
（有価証券の売付け等の価額：8,813,500 円）
－（有価証券の買付け等の価額：8,747,000 円）
＝66,500 円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、60,000 円となる。

⑪ 令和元年8月13日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、22,800 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 22,800 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（22,800 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
（有価証券の売付け等の価額：95,096,500 円）
－（有価証券の買付け等の価額：94,794,500 円）
＝302,000 円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、300,000 円となる。

⑫ 令和元年8月14日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、14,300株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も14,300株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（14,300株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：61,172,500円）

－（有価証券の買付け等の価額：61,137,000円）

=35,500円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、30,000円となる。

(2) ファナック株式に係る取引

① 令和元年8月16日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、41,800株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も41,800株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（41,800株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：749,256,500円）

－（有価証券の買付け等の価額：748,573,000円）

=683,500円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、680,000円となる。

② 令和元年8月19日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、159,800株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も159,800株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（159,800株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：2,880,203,500円）

－（有価証券の買付け等の価額：2,877,648,500円）

=2,555,000 円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、2,550,000 円となる。

③ 令和元年8月20日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、153,700 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も153,700 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（153,700 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：2,794,195,500 円）

－（有価証券の買付け等の価額：2,792,416,000 円）

=1,779,500 円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、1,770,000 円となる。

④ 令和元年8月21日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、214,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も214,000 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（214,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：3,910,077,500 円）

－（有価証券の買付け等の価額：3,906,562,500 円）

=3,515,000 円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、3,510,000 円となる。

⑤ 令和元年8月22日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、194,600 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も194,600 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（194,600 株）に係るもの

について、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：3,596,069,000円)

－ (有価証券の買付け等の価額：3,593,406,000円)

=2,663,000円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、2,660,000円となる。

⑥ 令和元年8月23日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、140,800株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も140,800株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(140,800株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：2,604,568,500円)

－ (有価証券の買付け等の価額：2,603,521,500円)

=1,047,000円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、1,040,000円となる。

⑦ 令和元年8月27日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、159,800株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も159,800株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(159,800株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：2,849,540,000円)

－ (有価証券の買付け等の価額：2,847,384,000円)

=2,156,000円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、2,150,000円となる。

⑧ 令和元年8月28日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、134,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も134,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（134,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額：2,383,271,500円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額：2,382,804,500円)} \\ & = 467,000 \text{円} \end{aligned}$$

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、460,000円となる。

⑨ 令和元年8月29日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、79,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も79,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（79,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額：1,413,436,500円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額：1,413,351,500円)} \\ & = 85,000 \text{円} \end{aligned}$$

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、80,000円となる。

(3) 上記(1)及び(2)により算定した額の合計

$$\begin{aligned} & \text{(1)の合計額 1,770,000円} + \text{(2)の合計額 14,900,000円} \\ & = 16,670,000 \text{円} \text{ となる。} \end{aligned}$$

違反行為状況

別表1 (株式会社ジーエヌアイグループ)

(単位:株)

違反行為期間 (始期) (終期)	委託株数		売買株数	
	売付	買付	売付	買付
(1) 令和元年7月16日 午後1時39分30秒 ~ 午後2時22分21秒	10,700	6,300	5,100	5,100
(2) 令和元年7月17日 午前10時15分54秒 ~ 午前11時0分22秒	9,100	12,000	5,600	5,600
(3) 令和元年7月22日 午前9時45分6秒 ~ 午前10時2分3秒	7,300	5,200	2,700	2,700
(4) 令和元年7月25日 午後1時25分6秒 ~ 午後1時47分55秒	12,300	14,400	6,600	6,600
(5) 令和元年7月26日 午前9時5分24秒 ~ 午前11時12分33秒	18,000	31,700	17,200	17,200
(6) 令和元年7月29日 午前10時18分54秒 ~ 午後0時46分55秒	27,000	21,600	11,500	11,500
(7) 令和元年7月30日 午後1時2分4秒 ~ 午後1時17分43秒	14,600	7,400	7,100	7,100
(8) 令和元年8月6日 午後0時31分17秒 ~ 午後2時8分9秒	50,600	53,900	27,800	27,800
(9) 令和元年8月7日 午前9時31分17秒 ~ 午前10時49分34秒	14,000	30,100	17,100	17,100
(10) 令和元年8月9日 午後1時15分41秒 ~ 午後1時37分23秒	5,700	5,100	2,000	2,000
(11) 令和元年8月13日 午前9時2分4秒 ~ 午前11時0分23秒	22,400	26,000	22,800	22,800
(12) 令和元年8月14日 午前9時8分49秒 ~ 午前9時31分37秒	10,400	17,700	14,300	14,300
合計	202,100	231,400	139,800	139,800

別表2 (ファナック株式会社)

(単位:株)

違反行為期間 (始期) (終期)	委託株数		売買株数	
	売付	買付	売付	買付
(1) 令和元年8月16日 午後0時32分50秒 ~ 午後1時29分2秒	45,900	53,100	41,800	41,800
(2) 令和元年8月19日 午前9時1分26秒 ~ 午後2時11分44秒	136,400	169,900	159,800	159,800
(3) 令和元年8月20日 午前9時0分7秒 ~ 午後2時11分44秒	165,200	142,500	153,700	153,700
(4) 令和元年8月21日 午前9時1分23秒 ~ 午後1時45分26秒	135,600	153,500	214,000	214,000
(5) 令和元年8月22日 午前9時1分36秒 ~ 午後2時14分41秒	105,400	149,800	194,600	194,600
(6) 令和元年8月23日 午前9時3分29秒 ~ 午後1時53分17秒	102,700	125,500	140,800	140,800
(7) 令和元年8月27日 午前9時0分12秒 ~ 午後1時28分3秒	125,000	155,000	159,800	159,800
(8) 令和元年8月28日 午前9時3分38秒 ~ 午後2時19分57秒	121,200	138,900	134,000	134,000
(9) 令和元年8月29日 午前9時0分11秒 ~ 午後0時42分45秒	66,100	68,300	79,000	79,000
合計	1,003,500	1,156,500	1,277,500	1,277,500